

々、所被敷思食也。早進都鄙奉加、勵再興之功者可爲
神妙之由、天氣所候也。仍執達如件。

天正十二年七月廿八日

(中御門宣卷)
左少辨 在判

白山七社惣長吏法印御房

七月。前田利家、能登國中に、羽咋郡氣多社諸
堂造營の爲その資を奉加せしむ。

【氣多神社文書】 羽咋郡

一八四七

一宮氣多大神宮諸堂之爲造營、國中家並ニ可令奉加候
但可依其志者也。仍如件。

天正十二年七月 日

(前田利家)
在 印

在々肝煎

百姓中

七月。前田利家、瓜生内記に、石川・河北郡二郡
の中參百六拾俵を扶持す。

【松井文書】 備中

一八四八

石川・河北兩郡之内を以、參百六十俵令扶助畢。全可
知

行者也。仍如件。

天正十二

七月 日

(前田)
家 在印

瓜生内記殿

八月朔日。前田利家、今村藤二郎に、鳳至郡穴
水の地貳百俵の扶持を加増す。

【北徵遺文】

一八四九

穴水之内、竹村源藏分之内以貳百俵、爲加増令扶助訖。
全可知行者也。仍如件。

天正十二

八月朔日

(前田利家)
在 印

今村藤二郎殿

(竹村源三は天正十年四月二日の文書に、今村藤二
郎は同月日・五月十五日及び文祿三年六月十五日の
文書に見ゆ。)

八月朔日。前田利家、吉村源太に、鳳至郡穴水
の内五十俵及び町野の内九十俵を扶持す。
【北徵遺文】

一八五〇

穴水之内猪子彦作分之内五十俵、町野之内下枝分以九十
俵令扶助畢。全可知行者也。仍如件。

天正十二

八月朔日

(前田利家)
在 印

吉村源太殿

八月廿八日。前田利家、青木善四郎に、兵糧米
として鹿島郡多根・ころさ兩村の内を知行せし
む。

【遺編類纂】

一八五一

たね・ころさ兩村之内半分宛、爲兵糧米進候。全可知行
者也。仍如件。

天正十二

八月廿八日

(前田)
家 在判

青木善四郎殿

(當時青木善四郎は鹿島郡石動山の砦に在りたるな
るべく、多根・ころさの兩邑は共に石動山中に在り)

九月五日。前田利家、在京の越中瑞泉寺顯秀に、
佐々成政の羽柴秀吉に逆意あるを告げ、速かに

歸國せしむ。

【瑞泉寺文書】 越中

一八五二

雖未申通候、令啓達候。仍佐々木陸奥守對秀吉企逆
意候。就其今度被相催御歸國候様、筑州に申越候。然者
一刻も被差急於御下國者、御身上之儀如先々聊以不
可有相違候。猶竹部豐前方へ令申候。恐々謹言。

天正十二年

九月五日

前田又左衛門尉

瑞泉寺御房

利 家 在判

御同宿中

九月八日。羽柴秀吉尾張より、近況を前田利家
及び利勝に報じ、自ら進みて佐々成政と事を構
ふること勿らしむ。

【溫故足徵】

一八五三

四日御狀、今日到來令被見候。此表義所々手堅依申付、
敵方種々有懇望候。二介殿御料人、家康惣領子十一ニ成
候を被出、其上家康舍弟重而出、石川伯耆實子、源五殿三